

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を改正する
政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第十
七号）（抄） 1
- 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（抄） 2

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第十七号）（抄）

1 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める事業の区分は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める規模は、当該事業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	事業の区分	規模
一	<p>商品等提供利用者が一般利用者に対して商品等（法第二条第一項に規定する商品等をいう。以下同じ。）を提供する事業であつて、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者であること。</p> <p>ロ 広く消費者の需要に応じた商品等を提供するものであつて、当該商品等に食料品、飲料及び日用品が含まれていること。</p> <p>ハ 商品等の提供価格その他当該商品等に関する情報を一般利用者に対して表示して行うものであること。</p>	<p>年度（四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）における次に掲げる額の合計額が三千億円</p> <p>イ 商品等提供利用者による商品等の提供（当該事業に係る場におけるものに限る。ロにおいて同じ。）に係る国内売上額の合計額</p> <p>ロ デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対する商品等の提供の事業（商品等提供利用者が提供する商品の破損が生じた場合において当該商品の修理に要する費用を負担する事業その他のデジタルプラットフォームの提供と一体として行う事業として経済産業省令で定める事業を除く。）に係る国内売上額</p>
二	<p>商品等提供利用者が一般利用者に対してソフトウェア（携帯電話端末末又はこれに類する端末において動作するものに限る。以下同じ。）を提供する事業及び当該ソフトウェアにおける権利を販売する事業であつて、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者であること。</p> <p>ロ 広く消費者の需要に応じたソフトウェアを提供するもの及び当該ソフトウェアにおける権利を販売するものであつて、当該ソフトウェアに電子メールの送受信のための機能を有するもの及びイ</p>	<p>年度における次に掲げる額の合計額が二千億円</p> <p>イ 商品等提供利用者によるソフトウェアの提供及び権利の販売（当該事業に係る場（ロにおいて単に「場」という。）におけるものに限る。ロにおいて同じ。）に係る国内売上額の合計額</p> <p>ロ デジタルプラットフォーム提供者による一般利用者に対するソフトウェアの提供及び権利の販売の事業（場を提供するソフトウェアを提供する事業その他のデジタルプラットフォームの提供と一体として行う事業として経済産業省令で定め</p>

<p>インターネットを利用した情報の閲覧のための機能を有するものが含まれていること。</p> <p>ハ ソフトウェアの提供価格、当該ソフトウェアにおける権利の販売価格その他当該ソフトウェア及び当該権利に関する情報を一般利用者に対して表示して行うものであること。</p>	<p>る事業を除く。)に係る国内売上額</p>
--	-------------------------

2 前項に規定するもののほか、同項の国内売上額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(令和三年二月一日)から施行する。

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和二年法律第三十八号) (抄)
(定義)

第二条 この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であつて、当該場において商品、役務又は権利(以下「商品等」という。)を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの(次の各号のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。)を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。)を通じて提供する役務をいう。

一 当該役務を利用して商品等を提供しようとする者(以下この号及び次号において「提供者」という。)の増加に伴い、当該商品等の提供を受けようとする者(以下この号において「被提供者」という。)の利益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者の利益が著しく増進され、これにより提供者が増加する関係

二 当該役務を利用する者(提供者を除く。以下この号において同じ。)の増加に伴い、他の当該役務を利用する者の利益が著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その増加に伴い提供者の利益も著しく増進され、これにより提供者も増加する関係

2 この法律において「利用者」とは、デジタルプラットフォームを利用する者をいう。

3 この法律において「商品等提供利用者」とは、デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者をいう。

4 この法律において「一般利用者」とは、商品等提供利用者以外の利用者をいう。

- 5 この法律において「デジタルプラットフォーム提供者」とは、デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する事業者をいう。
- 6 この法律において「特定デジタルプラットフォーム」とは、第四条第一項の規定により指定されたデジタルプラットフォーム提供者（以下「特定デジタルプラットフォーム提供者」という。）の当該指定に係るデジタルプラットフォームをいう。
（特定デジタルプラットフォーム提供者の指定）
- 第四条 経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品等の売上額の総額、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定するものとする。

2・3 （略）